

2/22 第4回合同部会① グループワーク意見要旨

※【 】の丸数字は、第1回合同部会①A.B.Cグループ意見（全体まとめ）の項目番号

< Aグループ >

No.4 遊水地内主要地点に総合案内看板の設置 【①、②、⑤、⑭、⑳、㉘】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

- ・現状では、北エントランスや谷中湖周辺に、主要案内看板が設置されている。
- ▼周辺からの主要なアクセス地点（①藤岡渡良瀬運動公園、②第3排水門、③生井桜づつみ、④野渡橋付近）への設置を検討する。
 - ・全体図と現在地付近の拡大図を合せて表示する。
- ▼谷中湖周辺図のBの表示内容が分かりやすいので、これを参考に表示内容を検討する。
 - ・工事中や通行止め箇所の表示も必要。
- ▼第2調節池では、工事に関する説明板等も活用する。
- ▼制限柵の横に通行可能な幅を表示する。
- ▼案内看板で対応できない道路状況（制限柵・道路幅・砂利道など）を明示するため、アクリルパンフレットの改善や栃木市ハートランドマップを活用で対応する。

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・設置箇所としては、この4箇所程度で十分だと思う。
- ・設置箇所として、②第3排水門が挙げられているが、遊水地の中なので、もう少し外側（周囲堤付近）の方が良いのでは。設置可能な場所かは、所管の国交省各出張所と協議が必要。
- ・河川管理者だけで対応するのは、予算的にも難しいので、手法や費用の検討が必要ではないか。
- ・表示の内容については、既存のものの表示内容を踏まえて、十分な検討が必要。

No.5 遊水地内の位置表示、No.6 各地点までの距離や所要時間の表示 【⑥、⑬、⑳、㉖、㉗】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

- ・現状では、谷中湖周回道路では、方面表示に距離も表示されている。
- ・遊水地内の位置表示が必要とされている。
- ▼道路分岐点などに案内板を設置し、方面・距離・所要時間等を表示する。
- ▼現在地を分かりやすくするため、道路分岐点などに位置表示用に名称を付け、既存の看板（管理用通路の説明等）支柱を利用し、プレート（ブロック記号+通し番号を表示）を取付ける。
 - ・看板設置箇所候補（案）を図面により提示

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・管理上、入ってほしくない場所もあるので、所管の国交省各出張所と協議が必要。
- ・谷中橋から東谷中橋を通るルートに野渡橋方面を案内する表示が必要ではないか。
- ・堤防の上よりも、中の道路は、ヨシが伸びると見通しが悪いので特に必要ではないか。
- ・距離表示は、「現在地から前後の箇所まで何キロ」の様な表示が分かりやすいのでは。
- ・車で通り抜けるのは、地元の人でないと難しいので、車向けのものとしては、例えば野渡橋から谷中湖方面だけとか、それ以外は自転車や歩行者向けの箇所だけとかと、割り切っても良いのでは。
- ・所要時間の表示については、通行手段や歩くスピード等にもよるので不要ではないか。
- ・所要時間については、アクリルのガイドマップ等のモデルコースへ表示するだけで十分では。
- ・車のルートと自転車、歩行者のルートに分けて、案内するべきルートを設定した上で検討すべき。

< Bグループ >

No.1 周辺幹線道路に遊水地への道路案内標識設置 【①、⑮】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

(1) ルート選定の確認

- ・国道4号・50号(埼玉・茨城・栃木県方面)からの誘導13箇所を選定(部会の資料2のP8参照)

(2) 選定箇所前後の標識の設置状況を基に、具体的な対策検討

▼具体的な設置方法の選定

- (①既存の標識盤面修正、②既存の標識柱に表示板を新たに添架、③電柱に添架、④単独柱を新設)

▼道路管理者等との協議

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

○案内経路(出発地、到着地、案内方向)の検討。

・単に遊水地までの最短ルート案内するのではなく、各市町の施設付近を経由するルート念頭に選定。(WG用資料1-1【検討結果】図面参照)

⇒経路1:「国道50号(道の駅みかも)」から「北エントランス」方面への案内経路

- ・②→(23)→(1)→(2)→(3)→北エントランス

⇒経路2(※1):「国道50号(高萩交差点)」から「北エントランス」方面への案内経路

- ・①→(4)→(3)→北エントランス

⇒経路3(※1):「国道50号(静交差点)」から「北エントランス」方面への案内経路

- ・③→(1)→(2)→(3)→北エントランス

(※1)経路2,3は南下すれば既存案内済みルートに合流できるため要望するが、経路1を最優先。

⇒経路4:「国道50号(道の駅思川)」から一部整備中の道路を通り「桜づつみ」方面への案内経路

・追加①(道の駅思川の東側交差点)→追加②(県173号と33号の交差点)→追加③(県173号と市道の交差点)→⑩→桜づつみ

⇒経路5:「国道4号(友沼交差点)」(※2)から「桜づつみ」方面への案内経路

- ・⑥→⑩→桜づつみ

(※2)⑥の交差点で案内表示を「桜づつみ」「中央エントランス」と2方向への目的地表示が出来るのであれば要望。

⇒経路6:「国道4号(友沼交差点)」から煉瓦窯、古河市内を通り「中央エントランス」方面への案内経路

- ・⑥→⑦→⑧→三国橋→中央エントランス

⇒経路7:「県道46号(砂原交差点)」から「道の駅おとね」を通り「中央エントランス」方面への案内経路

- ・⑪→⑬→中央エントランス

・経路2,3は南下すれば既存案内済みルートに合流できるため要望するが、経路1を最優先。

○その他

・より分かりやすく案内するために、案内標識に(北エントランス、桜づつみ 等の)目的地表示が出来るか、大型車が通れるかなどの検討が必要。

(次ページに続く)

No.7 自転車（特に谷中湖周回道路）、歩行者の通行区分の設置 【⑨、⑩、⑪、⑫】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

(1) 危険箇所(対策箇所)の確認

- ・谷中湖外周道路

(2) ルールについて

- ・H16策定(H18改訂)ルール&マナーを基本。

(自転車、ランニングは反時計回り(左回り)とし左側通行)

▼このルール自体が知られていないので、利用者へのPR・周知について対策を検討する。

▼ルール&マナーを表示する看板設置による注意喚起を行う。

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・場所や時間帯でのゾーン分けは利用上難しい。
- ・道路を中央で区切り自転車・歩行者ともに谷中湖側を左回り、堤防側を右回りとしはどうか。(交差点付近等に矢印の路面標示で分けを明示)
- ・柵等の物理的区分けの無い所での自転車の対面交通は接触の危険がある。自転車は一方通行(左回り)とした方が安全。
 - ⇒ 基本となる左回りのルール周知と現状での安全対策を検討。
 - ⇒ 看板より効果的な路面標示での周知。
 - ⇒ 一部で実施している路側帯の拡幅を全周行い、まずは歩行者の安全確保を図る。

<Cグループ>

No.2 最寄駅からの遊水地へのルート案内 【⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉓、㉔、㉘】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

- ・野木駅へパンフレットを置くこと、マップを掲示してもらうことも可能であるが、町としては、ホフマン館を経由し、遊水地へ案内したい。
- ・各自自治体の思いがあるため、駅前からのルートにホフマン館経由などを明示し、その地図上のルートとして遊水地が入っていれば良いのではないかと。
- ・野木町からも何か案内するものがほしいと感じる。

▼まずは駅にパンフレットを置いてもらうようにすることが必要である。

▼これに加え、看板の設置をお願いしていくことが必要である。

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・4市2町の関係する駅として、間々田駅についてもパンフレット置くことが必要
- ・人を呼び込むためには、久喜駅や栗橋駅にもパンフレットを置くことが必要
- ・アクリメーション振興財団が作成したパンフレットの内容を見直し使用する。

No.3 レンタサイクル共有の拡大、利用方法の統一の検討 【⑦、⑧】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

- ・現状のレンタサイクルが全て相互利用できると良い。
- ・古河・野木の相互利用の回収方法は？（⇒ 連絡を受け、職員が回収。実態は少ない。）そもそもPRが不足しているのではないかと。

- ・それぞれのグループでPRし、利用者を増やしたうえで、全体の相互利用を検討すれば良いのではないか。
 - ・レンタサイクルの場所を明示したPRが必要である。
 - ・小山市の「なまいふるさと」とは相互利用は難しいのか？（⇒ 無人なので難しい。）
- ▼まずは、レンタサイクルのPRが必要である。
- ▼駅や市町のホームページ等により、レンタサイクルがあることをPRする必要がある。

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・野木町独自でサイクリングマップを作っている。
 - ・なまいふるさとは500円入れるとつかえ、返却すると返ってくる。
 - ・小山市と野木町で実施するシェアサイクルは、遊水地は絡んでこない。
- ⇒サイクリングロードマップを見直し作成する。

No.8 路肩駐車可能区域の設定 【③、④】

○事務局から提示の現状と対応策（案）

- ・東谷中橋の道路は山になっており、対面通行の際、双方が坂を上り通行するため見通しが悪く危険である。
 - ・桜堤から石川橋付近は、コミミズクの時に路上駐車が非常に多い。
 - ・渡良瀬カントリーの中を南北に抜ける道路に少数でいいから駐車場を造れないものか。（⇒ 駐車場を整備し、便利すぎると環境破壊に繋がってしまう。）
 - ・釣りしている方が邪魔というわけではない。
 - ・路上駐車の際に片側に寄せる努力や配慮は見受けられる。
 - ・路上駐車より、ゴミ・タバコの吸い殻が問題である。
- ▼東谷中橋の道路の山には徐行を促す注意喚起の路面表示が必要である。
- ▼遊水地内では駐車場整備等を行わない。
- ▼野鳥が飛来する期間中だけ、路上駐車が多くの場所にマナーとゴミ捨てを注意する看板をたてる。

【上記の案に対する協議結果及び意見等】

- ・河川管理者としては、東谷中橋の道路は管理用道路としているため、一般の方の通行を想定していない。
 - ・ハイロチュウヒにより第2排水門から鷹見台まで車が多く停まっていたことがあるが、わずかな期間である。
- ⇒東谷中橋の道路の山には徐行を促す注意喚起の路面表示は河川管理者へ要望する。